平成 23 年 5 月 26 日

被保険者・被扶養者　各位

東日本大震災による被災者に係る医療機関等での一部負担金等（窓口負担）について

ＴＤＫ健康保険組合
理事長　吉永 悦郎

この度東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震にて被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

この度の地震による甚大な被害状況を踏まえ、被災者の皆さまが医療機関等に支払う一部負担金等の支払は、現在、厚生労働省の指導により窓口で被災者である旨申し出ることにより、*窓口負担が免除されています。

*別添１を参照ください

しかしながら、現在のこの取扱いが、平成 23 年 7 月 1 日からは、当組合が発行する「健康保険一部負担金等免除証明書」の提示が必要となります。

被災者の皆さま方は、証明書の交付申請を速やかに行っていただきますようお願い申し上げます。

Ｉ：一部負担金等免除証明書の交付申請について

申請は、「健康保険一部負担金等免除申請書（様式１）」に確認書類（※1）を添付のうえ、当組合まで速やかにご提出くださいますようお願い申し上げます。

確認書類（※1）

① 住屋が全半壊若しくは全半焼した場合・・・罹災証明書・被災証明書の写し （罹災証明書の交付を受けることが困難な場合は、仮設住居入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊若しくは全半焼を前提条件とする契約に係る書類）

② 主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った場合

ⅰ 罹災証明書・被災証明書の写し

ⅱ ⅰにその旨の記載がない場合は、死亡診断書の写し

ⅲ ⅱのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し

ⅳ 警察の発行する死体検案書の写し

ｖ 埋葬許可証の写し

ⅵ 罹災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し

※ 主たる生計維持者との関係が不明である場合

ア 世帯全体の住民票の写し又は被保険者証の写し

イ 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し

③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合・・・警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

④ 長期避難世帯である場合・・・市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

⑤ 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）第15 条第３項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている場合、若しくは法第20 条第３項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合・・・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

Ⅱ：免除される期間

診療分及び調剤分の一部負担金等・・・平成24年2月29日まで免除

入院時食事療養に係る標準負担額・・・平成23年8月31日まで免除予定

Ⅲ：免除認定者が既に支払った一部負担金等の還付について

平成23年3月11日以降、免除対象者が既に支払った一部負担金等は還付されます。

還付申請は、「健康保険一部負担金等還付申請書（様式２）」に確認書類（※2）を添付のうえ、当組合まで速やかにご提出くださいますようお願い申し上げます。

確認書類（※2）

保険医療機関が発行した領収書又は記載された一部負担金等の額を確認する書類の写し

なお、免除証明の交付を受けていない方は同時に免除申請も行ってください。

以　上

様式１

健康保険一部負担金等免除申請書

被保険者証		記　号		番　号	
被保険者	氏　名	男・女		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
被扶養者	氏　名	男・女		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
	氏　名	男・女		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
	氏　名	男・女		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
	氏　名	男・女		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
	氏　名	男・女		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
免除を申請する理由		東日本大震災により 1.　住家が全半壊（全半焼）したため 2.　主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため 3.　主たる生計維持者の行方が不明のため 4.　福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定されたため 5.　長期避難世帯となったため 6.　その他 1～5 に準じた事情があるため			

※　申請書の欄には被保険者及び免除対象となる被扶養者を記入して下さい。

※　被保険者が免除対象とならない場合は次の空欄をチェックして下さい。・・・□

以上申請いたします。

平成　　年　　月　　日

〒　　－

住　所
（居所）

申請者
（被保険者又は被扶養者）

氏　名　　印

ＴＤＫ健康保険組合理事長　殿

様式１

※　下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入して下さい。

証明書類が添付できない理由	
住家の被害状況又は 生計維持関係の状況	

（申請者の事業主、親類又は知人等関係者の方が記入して下さい）

申請者　　の申立が正しいことを証明します。

平成　　年　　月　　日

〒　　－

住　所

氏　名　　印

申請者との関係

ＴＤＫ健康保険組合理事長　殿

申請する際、以下の書類を添付してください。

① 住家が全半壊若しくは全半焼した場合・・・罹災証明書・被災証明書の写し （罹災証明書の交付を受けることが困難な場合は、仮設住居入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊若しくは全半焼を前提条件とする契約に係る書類）

② 主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った場合

ⅰ 罹災証明書・被災証明書の写し

ⅱ ⅰにその旨の記載がない場合は、死亡診断書の写し

ⅲ ⅱのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書の写し

ⅳ 警察の発行する死体検案書の写し

ⅴ 埋葬許可証の写し

ⅵ 罹災により一か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し

※ 主たる生計維持者との関係が不明である場合

ア 世帯全体の住民票の写し又は被保険者証の写し

イ 生計維持関係が判別できる所得証明書の写し

③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合・・・警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの

④ 長期避難世帯である場合・・・市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

⑤ 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）第15 条第３項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている場合、若しくは法第20 条第３項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合・・・避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

様式２

健康保険一部負担金等還付申請書

被保険者証	記　号		番　号	
被保険者	氏　名	男･女	生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
	住　所	〒　　－		
療養を 受けた者	氏　名	男･女	生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日生
療養を受けた 保険医療機関等	名　称			
	所在地			
保険医療機関等に支払った一部負担金等の額		円		

還付を申請する理由（該当する番号に〇を付けて下さい）

1. 6 月 30 日以前に療養を受けた際、一部負担金等を既に支払ったため
2. 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため
3. 一部負担金等免除証明書の交付が遅れたため
4. 一部負担金等の免除申請をすることができなかったため
5. その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口に免除証明書の提出ができなかったため
（理由：　　）

この申請書に添付する書類

1. 免除申請書（罹災証明書・被災証明書の写し他）又は免除証明書の写し
2. 保険医療機関が発行した領収書又は記載された一部負担金等の額を確認する書類の写し

委　任　状

本申請に基づく一部負担金等に係る還付金の受領を

（印）殿に委任します。

申請者（被保険者又は被扶養者）氏名　　（印）

以上申請いたします。

平成　　年　　月　　日

〒　　－

住　所

申請者　（居所）

（被保険者又は被扶養者）

氏　名

ＴＤＫ健康保険組合理事長　殿

【留意事項】

- 本申請によるお支払は、申請者の状況等を考慮し、被保険者が勤務する事業所の受領委任者とします。
（ただし、資格を喪失もしくは任意継続被保険者は除く）
- 委任状欄の受領委任者および申請者の捺印をお願いします。

別添１

Ⅰ：免除対象となる一部負担金等

・一部負担金
・食事療養標準負担額
・生活療養標準負担額
・保険外併用療養費に係る自己負担額
・訪問看護療養費に係る自己負担額
・家族療養費に係る自己負担額
・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

Ⅱ：免除の対象となる方

（イ）に該当されている方の内、（ロ）のいずれかに、あてはまる方。

（イ）

①災害救助法の適用市町村（東京都を除く）のうち、岩手県全３４市町村、宮城県全３５市町村、福島県全５９市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷群河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市又は浦安市(平成２３年３月２４日１８時００分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

②災害救助法の適用市町村（東京都を除く）のうち、長野県下水内郡栄村、新潟県十日町、上越市又は中魚沼郡津南町(平成２３年３月１３日１９時００分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

③ 被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町
に、住所を有する（地震の発生以降、①、②又は③の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）被保険者及び被扶養者であること。

別添１

（ロ）

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方

③ 主たる生計維持者の行方が不明である方

（ただし、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る）

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方